

## 事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	日系人就業支援事業（日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施）		
主管部局・課室	職業安定局外国人雇用対策課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	
個別目標	10	外国人求職者等に対するきめ細かい職業相談・職業紹介等を通じ、安定し、かつ適正な就労を促進すること	

## 1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）
<p>(1) 現状分析 我が国で就労する外国人は、平成13年度現在、約74万人である。このうち日系人は約24万人と言われており、その滞在期間は益々長期化し、来日後母国から家族を呼び寄せるケース或いは家族を随伴して来日するケースなど定住化傾向が顕著である。</p> <p>(2) 問題点 このような状況の中、子弟が学齢期を迎えても就学させなかったり、就職可能な年齢に達しても就労しない或いは就労できないといった問題が発生している。</p> <p>(3) 問題分析 これは日系青少年及びその家族の日本における職業生活やキャリア形成に関する知識・情報が極端に乏しく、将来設計が的確に立てられないことに加え、事業主の日系人青少年の雇用に対する理解が不足しており、就労の場が不足していることに起因していると考えられる。この問題の解消のため、日系人青少年及びその家族にキャリア形成に関する相談等を実施するとともに求人情報及び各種情報を提供するほか、事業主に対して、日系人青少年の就職・就業の好事例について周知する必要がある。</p> <p>(4) 事業の必要性 各種情報提供及び相談を行うことによって、日系人青少年自身がキャリア形成など職業生活に関する将来設計が容易に立てられるようになり、また、好事例の周知により事業主の日系人雇用に対する理解が深まり、求人の提出を促すこととなる。その結果、これらの日系人青少年の就職促進が図られる。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>平成17年末現在、日系人は約24万人と推計され、その滞在期間は益々長期化し、来日後母国から家族を呼び寄せるケース或いは家族を随伴して来日するケースなどの、集住化・定住化傾向は、依然として顕著である。</p> <p>また、日系人は、製造現場の請負会社に雇用されている例が多く、不安定な雇用等の労働環境から、生活が十分に安定しているとは言い難い状況にある。また、こうしたことが背景となり、子弟の不就労・不就学といった問題や、職業キャリアの形成ができない等の問題が、依然として生じており、こうした負の連鎖からの脱却が求められている。</p> <p>不就労の日系人若年者等の増加は、地域社会の摩擦や、将来の公的扶助の増加にもつながり、地方自治体の負担となるほか、不就労の日系人若年者本人にとっても、キャリ</p>

(整理番号5)

ア形成ができず、将来にわたり職業面での自立が阻害されることとなりかねない。  
 このため、不就労の日系人若年者等に対し、外国人住民向けの日本語教育等に取り組んでいる市町村や地元日系人コミュニティと連携しつつ、職業講話やガイダンスを通じた職業意識の形成、職業への橋渡し等を行う必要がある。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
 その他（ ）

### (2) 事業の内容（概要）

日系人が集住する地域を管轄する安定所において、今後のキャリア形成など職業生活に関する意識を啓発し、我が国の労働慣行や日本で生活していく上での知識を身につけるために、日系人不就労者等に対するキャリア形成支援及び個別の指導・相談による就職支援を行う。

### (3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	63	63	38	30	34

※H20年欄は、予算概算要求額。

## 3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
政策効果が発現する時期	実施以後随時、効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	—

## 4. 評価指標

アウトカム指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	事業実施安定所における外国人雇用サービスコーナーの日系人新規求職申込件数（単位：件）	—	—	1,994	2,043	2,211

(調査名・資料出所、備考)  
 指標は、職業安定局調べによる。

アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	日系人就業支援ガイダンス実施回数（単位：回）	—	—	50	81	77
2	個別職業意識啓発指導回数（単位：回）	—	—	124	399	823

(調査名・資料出所、備考)  
 資料出所：指標1、2ともに、職業安定局調べによる。  
 備考：指標1「日系人就業支援ガイダンス」においては、キャリア形成講座、労働関係法令制度の紹介、職場見学会等を実施。  
 指標2「個別職業意識啓発指導」では、個別に就職に向けた意識の啓発を行う。

## 5. 事前評価の概要

<b>必要性の評価</b>
(1) 公益性の有無 日系人青少年に対して、早い時期から個別職業ガイダンス、職業相談を行うことにより職業意識の醸成を図り、将来のキャリア形成についての知識を付与するため、公益性が高いものである。
(2) 国で行う必要性の有無 職業紹介の一環として行うため、国で実施する必要がある。
(3) 民営化や外部委託の有無 職業紹介の一環として行うため、国で実施する必要がある。
(4) 緊要性の有無 新規学卒者の就職状況が非常に厳しいことに加え、日系人が集住している自治体においては、日系人青少年の不就労問題が顕在化しているため、早急に実施する必要がある。
<b>有効性の評価</b>
(1) 政策効果が発現する経路 ・日系人青少年家庭を個別訪問し、キャリア形成相談を実施、求人情報及び各種情報提供 → 職業意識の醸成 → 求人に応募 → 就職 ・事業主に対する好事例の周知 → 日系人雇用に対する理解の醸成 → 求人提出 → 日系人青少年が応募 → 就職
(2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果 日系人青少年の職業意識の醸成が図られることによる就職の促進及び、日系人雇用に対する事業主の理解の向上及び日系人向けの求人数の増加が見込まれる。
(3) 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 景気の動向による求人数等の変動が就職の可否に影響する。
<b>効率性の評価</b>
(1) 手段の適正性 日系人コミュニティに閉じこもりがちな日系人青年に対し、家庭の個別訪問をし、求人情報提供及びキャリア形成の相談を実施することは、日系人青年の職業意識の醸成、職業意識の向上を図り、就職を促進する手段として適正と考える。 また、大半の事業主は、日系人を雇用した経験がないことが想定されるため、日系人青年の就職・就業の好事例をパンフレットで周知することは、事業主の理解を深める手段として適正と考える。
(2) 費用と効果の関係に関する評価 在日日系人を相談員として委嘱することにより、失業者を減らすことができるとともに、日系人青少年に対する相談においては通訳を必要とせず対応できることに加え、同じバックグラウンドを持つ者から経験に基づいた相談を直接行うことができるため、効率的かつ効果的である。
(3) 他の類似（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 なし。

## 6. 事後評価の内容

### (1) 有効性の評価

<b>政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）</b>
〈投入〉 日系人就業支援事業の実施
↓
〈活動〉 日系人就業支援ガイダンス、個別職業意識啓発指導の実施
↓
〈結果〉 職業意識の醸成
↓
〈成果〉 求職活動の実施

有効性の評価

雇用失業情勢の改善する中でも、日系人新規求職申込件数が増加していることから、日系人青少年の職業意識の醸成が図られ、事前に見込んだ効果があったと判断できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価

(1) 手段の適正性

ガイダンス及び意識啓発指導を地元日系人コミュニティに出向いての実施や地域における外国人を対象とした各種イベント等、日系人が集まる場所・機会を積極的に活用して、効率的に実施した結果、ガイダンス回数、意識啓発指導回数ともに増加しており、手段が適正であったと考えられる。

(2) 費用と効果の関係に関する評価

地域の自治体等と連携し、意識啓発指導の対象となる日系人が集まる場所・機会を捉えて実施しているため、対象者の捕捉率が高く、効率的に事業を実施できたことから、費用対効果の上でも有効であったと考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

当初は、日系人不就労者等の家庭を個別訪問し事業を実施することを予定していたが、どの家庭に該当者が存在するのか把握することは困難であり非効率であることから、上記のとおり、地域の自治体等と連携し日系人が集まる場所・機会を捉え、当該場所に向くことにより事業を実施する方式に改めた。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所用の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成19年5月31日参議院厚生労働委員会)

「6、不安定な雇用環境の下で就労する外国人労働者の雇用環境の改善に向けて具体的対策を推進すること。(以下略)」

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定)

3 外国人労働環境の改善、社会保険の加入促進等

(3)雇用の安定

職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。